

議案第 83 号

勝山市職員の給与に関する条例の一部改正について

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和 3 年の人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の改正を行うとともに、令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置を講じるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は期末手当基礎額に、100分の<u>127.5</u>に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>127.5</u>」とあるのは「100分の<u>72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は期末手当基礎額に、100分の<u>120</u>に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の<u>120</u>」とあるのは「100分の<u>67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>17 令和4年6月に支給する期末手当の額は、勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年勝山市条例第 号)の規定</u></p>

による改正後の勝山市職員の給与に関する条例第19条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに勝山市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第19条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和57年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項又は同条第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。